

前科による資格制限に関する調査シート

1. 資格等名

資格等名	警備員
------	-----

2. 根拠法令等

前科による資格制限を定める根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）第3条第2号、同法第14条
--------------------	---------------------------------

3. 制限の内容

必要的制限	○	(備考)
裁量的制限	×	(備考)

4. 制限事由となる前科の範囲

罰金以上	○	警備業法の規定に違反した場合に限る。
禁錮以上	○	
その他	×	(備考)

5. 制限期間

制限期間	刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
------	---

6. 制限の経緯及び趣旨目的

制限の経緯及び趣旨目的	<p>警備業務は他人の生命、身体、財産を守るという特殊性を有しており、その業務の適正化を図ることが極めて重要であるところ、罪を犯してから一定期間経過していない者がこれらの業務に従事することは不適格であるなどの考えから、前科に関する欠格要件を設けているものである。</p> <p>なお、昭和47年の警備業法制定当時、前科者の欠格期間は3年であったが、社会の需要に伴って、警備業が成長を続ける一方、暴力団関係者等の不適格者が警備業を営む事案や警備員の非行事案など、警備業務の実施の適正を害する事案等が多発した。そのため、警備業務の持つ社会性、公共性、重要性やこれらの情勢に鑑みて、昭和57年の法改正において、新たに暴力団関係者等が欠格要件に追加されるとともに、前科にかかる欠格期間が3年から5年に延長されるなど欠格要件の厳格化が図られている。</p>
-------------	---

7. 欠格事由の審査・確認に係る運用状況

審査・確認主体	警備業者
審査・確認時点	採用時
審査・確認方法	<p>警備業者は、警備業務に従事させようとする者が欠格事由に該当していないか確認するため、一般私人として可能な範囲内において社会的に妥当な方法で必要な調査をすべき義務を負っている。具体的な方法としては、警備員になろうとする者から欠格事由に該当しない旨の誓約書、履歴書等を提出させることや、面接調査や前の職場等への問い合わせ等により真偽を確認することが挙げられる。</p>
判断基準 (裁量的制限のみ)	—

8. 資格制限の見直しについて

法令又は運用の見直しを検討いただくことの可否とその理由 (又は見直しの方向性)	×	<p>警備業務は他人の需要に応じて、その生命、身体、財産を守ることを主な業務としている。特定少年が成長途上にあり、可塑性を有する存在であることを考慮しても、一定の重大な犯罪によって刑事責任を負うこととされ、改正後の少年法（昭和23年法律第168号）第67条第6項の規定により同法第60条（資格制限の特例）の規定が適用されない者を、警備業務における前科による欠格事由の例外とすることは、業務の性質や重要性に鑑みて妥当ではない。同様に、20歳以上の若年者についても業務の性質や重要性に鑑みて妥当ではない。</p>
--	---	--